

第 78 回日本下水道事業団入札監視委員会審議概要

開催日及び場所	令和6年2月6日(火) 日本下水道事業団会議室		
出席委員	山本 泉(委員長・元会計検査院第2局長) 佐藤 弘泰(東京大学教授) 榊原 豊(早稲田大学教授) 岩崎 泰一(弁護士) 成田 大樹(東京大学教授)		
審議対象期間	令和5年4月1日～令和5年9月30日		
総抽出件数	12件	(備考) 審議に先立ち、入札契約制度の概要、発注工事等の概況、入札契約手続きの運用状況、役務契約に関する報告事項について、報告を行った。	
工事	一般競争(大規模)		1件【事案1】
	一般競争(大規模以外)		6件【事案2～7】
	随意契約		2件【事案8～9】
建設コンサルタント業務等	2件【事案10～11】		
物品・役務	1件【事案12】		
委員からの意見・質問、 それに対する回答等	意見・質問	回答	
	下記のとおり	下記のとおり	
委員会による意見の具申 又は勧告の内容	特に具申する意見や勧告はない。		
質 問		回 答	
【事案1：東京都芝浦水再生センター・森ヶ崎水再生センター間連絡管建設工事その5】 ① メタンガスに配慮した安全管理についての技術提案を求めているが、どのような考えから当該評価項目を立てたのか。 ② 評価項目3(品質確保の実効性)及び4(施工体制確保の確実性)により加算点に差が出ているのはどういうことか。 ③ 入札された予算(金額)の中で、品質確保や施工体制確保に充当される予算の内訳までは確認しないのか。 ④ 低入札価格調査により十分な資料が提出された場合、当初の評価を元に戻すことはあるのか。 ⑤ 評価値は公表されているのか。 ⑥ 低入札価格調査に応じれば、落札の可能性があるにもかかわらず、辞退してしまうのは、業者側がどのような判断をされていると考えるか。		① 埋立地に近いエリアを掘削するとメタンガスが発生するため、密封性を高めるなど防爆型の採用を促すもの。 ② 調査基準価格を下回っているため、評価項目3及び4の点数に差が出た。 ③ 低入札価格調査により、それぞれの内訳を調査し、品質の確保ができるかの評価を行う。 ④ 調査基準価格を下回っている以上、評価を元に戻すことは難しい。 ⑤ 低入札価格調査に対して提出を辞退された業者は入札無効となることから、公表しない。それ以外の業者について、公表している。 ⑥ 本件はシールド工事を伴う事案であり、競合相手が多数いることを業者側で予想されていると思われ、調査に応じても、落札することは難しいと判断されたのではないかと推察する。	
【事案2：鬼怒川上流流域下水道県央浄化センター建設工事その31】 特になし			

<p>【事案3：浦戸湾東部流域下水道高須浄化センター 建設工事その36】</p> <p>① 本事案は事後審査対象案件であるが、事前と事後はどのような基準に基づいて決められているのか。</p> <p>② 総合評価方式ではない場合、業者が低入札価格調査を辞退するのは、どのような判断をされたと考えるか。</p> <p>③ 施工管理を厳格に行うことは良いことであるが、低入札価格調査を実施する場合、JS側としても負担になるのか。</p>	<p>① 施工内容や入札価格などを勘案して決めている。</p> <p>② 低入札価格調査を行った工事は、施工管理を厳格に求めることになり、施工管理の書類の提出を細かく求められることから辞退をされたと推測される。</p> <p>③ 負担になる。</p>
<p>【事案4：室蘭市中島下水ポンプ場ポンプ設備工事】</p> <p>① 本件は低入札価格調査に応じた業者が落札となったが、当該調査に応じてでも落札したいといった判断が業者側にはあったという理解でよいか。</p> <p>② 加算点内訳表の上段と下段は何を意味しているのか。</p> <p>③ 自己評価方式を採用するのはどのようなケースなのか。</p> <p>④ 業者が自己評価として高い点数を付けてきたらどうなるのか。</p> <p>⑤ 自己評価をさせる狙いは何か。</p> <p>⑥ 評価項目14（品質確保の実効性）及び15（施工体制確保の確実性）の自己評価に満点を付けてこないのは何故か。</p>	<p>① このポンプ場の設備を造った既設メーカーであることから、当該工事を受注したいといった判断があったのではないかと。</p> <p>② 本件は自己評価方式となっており、上段が業者側、下段がJS側の評価となっている。</p> <p>③ 総合評価は通常は事前審査でJSが確認するが、機械及び電気設備工事においては、自己評価方式の総合評価を採用し、開札後、一番札の業者の自己評価を確認することとしている。</p> <p>④ 過大評価をされている場合は、0点となる。</p> <p>⑤ 契約手続きの効率化である。</p> <p>⑥ 評価項目14及び15については、業者は自己評価しておらず、JS側の評価によるものである。</p>
<p>【事案5：琵琶湖東部浄化センター汚泥処理設備工事 その12】</p> <p>① 本事案は自己評価方式であるが、業者側の評価とJS側の評価が完全に一致しているが、適切な評価が行える業者が応札したという理解で良いか。</p> <p>② 初度の応札金額では落札されず、その後2回目の見積もり合わせで落札されているが、そもそもの予定価格が低すぎたということはないか。</p> <p>③ 事案4と同様に評価項目14及び15については業者側は評価をしていないにもかかわらず、様式上業者側の行にJSの評価点が入っている。この考え方を整理し（様式23を示していただき）、次回までにご教示願いたい。</p>	<p>① そのとおり。</p> <p>② そのようなことはない。本工事の落札業者は、企業努力の結果、低く抑えることができたのではないかと推測している。</p> <p>③ 承知した。</p>

<p>【事案 6：沼津市中部浄化プラント他 1 施設電気設備工事 その 6】</p> <p>① 各評価項目の JS 側の評価方法は、どのようなものか。</p> <p>② 業者側の評価と JS 側の評価が異なることはあるのか。</p>	<p>① 業者から提出された資料を見ながら、評価、採点をしている。これを、二人の担当者で行っており、ダブルチェックという形を取っている。</p> <p>② 100～150 件中 1 件程度であり、多くが業者の勘違いで、後で話をしたら了解される場合がほとんどである。</p>
<p>【事案 7：丸亀市今津ポンプ場電気設備工事】</p> <p>① 加算点の差を価格点で逆転しているが、このような例は JS 全体としてどれくらいあるものなのか。</p> <p>② ほとんど例がない中で、低入札価格調査に応じてまで落札したいと考えたのはどのようなことが想定されるのか。</p> <p>③ 本事案に限らないが、評価項目 14 及び 15 においては、調査基準価格を境にして、それぞれで 10 点の差が付き合計 20 点の差がつくことになる。計算式によって求められた価格点を当該評価項目を含む加算点で逆転が生じることになるが、この逆転現象はバランスが取れたものなのか。制度設計上、問題ないのか。</p>	<p>① ほとんど例はない。</p> <p>② 本工事は新設のポンプ場の工事であるため、今後の改築のことは見据えて業者側が判断されたのだと推測する。</p> <p>③ 次回までに整理してお答えさせていただく。</p>
<p>【事案 8：長野市東部終末処理場建設工事その 31】</p> <p>① 処理場の一部の水準点が沈下していることを調べるのに 4 か月もかかるものなのか。</p> <p>② 随意契約理由書の中で、「参加要件を満たし、施工実績のある業者」である旨記述されているが、当該要件を満たす業者は他になかったのか。</p> <p>③ 今後、随意契約の際に作成されている、業者リストは添付してもらえないか。</p>	<p>① 一部だけであっても、その影響が広範囲にわたる場合も考えられるため、複数個所の測量をし直したものであり、4 か月かかったことは妥当だと考える。</p> <p>② 本要件を満たす施工実績を持っている業者のリストを作成しており、複数の業者が存在した。 業者選定に当たっては、当該リストに記載のある業者を上から順番に連絡させていただいて決定することになる。</p> <p>③ 検討させていただきたい。</p>
<p>【事案 9：柳井市東土穂石雨水ポンプ場建設工事その 5】</p> <p>① 本事案は「建設工事その 5」であるが、その 1、その 2 などバラバラに発注している理由は何か。</p> <p>② 分割して発注すると、最初の「その 1」を受注した業者が、その後の「その 2」以降の工事を受注するのに有利になってしまうのではないか。</p> <p>③ 継続工事のため随意契約を行ったようだが、例えば、共通仮設費や現場管理費の扱いはどうなるのか。</p>	<p>① 本来であれば一体として工事を行うことが望ましいが、予算の都合上分割して発注することとなった。</p> <p>② 土木や建築など工種が異なってくるため、必ずしも有利に働くことはなく、実際にこれまでの工事においても、別の業者が落札している。</p> <p>③ 共通仮設費などについては調整している。</p>

<p>④ 会計規程では、やむを得ない場合は随意契約と、入札・契約制度必携の継続随意契約工事における不落時の取扱いでは、やむを得ない場合は一般競争となっており、原則と例外が会計規程と必携とで逆転しているが、その考え方及び継続工事については随意契約ができるとしている会計規程上の根拠はどこにあるのか。</p> <p>⑤ 本事案の場合は、競争に付するより継続随意契約として取り扱うことで建設費を下げるなどのメリットがあるという理解でよいか。</p>	<p>④ 当初に将来工事の工区も含めて公告し、競争をした後、それぞれの工区工事の際に継続工事として取扱い随意契約を行うことができることとされているが、その際の見積り合わせで価格差が収束しなければ、一般競争に移行することになる。 なお、継続工事を随意契約としている適用条文は会計規程第55条第4項第3号及び会計規程実施細則第47条である。</p> <p>⑤ そのとおり。</p>
<p>【事案10：令和5年度瑞穂市アクアパークみずほ 実施設計業務委託】</p> <p>① 代表企業と構成員となっている業者の関係は、どのようになっているのか。</p> <p>② 事業全体の総額は示されていると思うが、設計の部分で何度も見積り合わせをしているのはどのような理由か。</p> <p>③ ECI方式の場合は優先交渉者を決めて、協定を結んだ時点で、設計等各種契約は事実上随意契約になるということか。</p> <p>④ ECI方式を採用する時点で、その後の契約手続きを随意契約で行わざるを得なくなるということになるが、当該方式を採用する場合、会計規程との整合性は取れているのか。</p> <p>⑤ 見積もり調整で合意に至らなかった場合、優先交渉権を剥奪し、基本協定を解除することになるのか。</p> <p>⑥ 当初の公告では応募者全者が辞退している。どのような業者が辞退しているのか、その後、今回の優先交渉者を決定したプロセスを再度、整理して説明してほしい。</p>	<p>① 本契約はECI (Early Contractor Involvement) を採用しており、資料中の各企業が構成員であり、その中から代表企業とされているものである。</p> <p>② 事業全体に係る予算については、目安的には示しているが、設計の仔細を検討していく段階で、協議を重ねて摺り合わせをしていくことになる。</p> <p>③ そのとおり。</p> <p>④・⑤・⑥ ECI方式がどのような発注方式なのかも含めて、次回までに整理して回答させていただく。</p>
<p>【事案11：令和5年度うるま市石川第1中継ポンプ場他再構築基本設計(耐震・耐津波実施計画)業務委託】</p> <p>特になし</p>	
<p>【事案12：令和5年度クラウド型PBX構築及び業務用スマートフォン導入に関する業務委託】</p> <p>① 5年後の更新の際は、本件契約業者に発注した方が他業者に発注するよりは金額を低く抑えられると思うが如何か。</p> <p>② 5年後は本件契約業者との間で、安くなる範囲で言い</p>	<p>① 一般的には仰るとおり。</p> <p>② 既存の設備を受注した業者が有利になるのは、そのと</p>

<p>値になってしまうことにならないか。</p> <p>③ 予定価格の設定にあたっては、何者から見積もりを取ったのか。</p> <p>④ 2 者から見積もりは大体同じ程度だったのか。</p> <p>⑤ 通話料は別になるのか。</p>	<p>おりかもしれないが、他の要素で低く抑えることで別業者の受注の可能性もあり得ると考える。</p> <p>③ 複数の業者に参考見積の提出を依頼し、2 者から提出をいただいた。</p> <p>④ 一千万円単位の差があった。</p> <p>⑤ 通話料も含まれている（かけ放題）。</p>
<p>【講評】</p> <p>(全般)</p> <ul style="list-style-type: none"> 総合評価方式で行われる各評価項目のうち、評価項目 14 及び 15 に関する考え方並びに価格点と加算点のバランスについて、どういった数値のつくり方で制度設計がされているのか整理して説明すること。 随意契約方式の契約については、次回以降、当該業者を選定したプロセスについて具体的に説明してほしい。その際、業者選定リストを添付していただけるか検討願いたい。 <p>(個別)</p> <ul style="list-style-type: none"> 規程等に基づいて契約を行ったとの説明だけでなく、継続随意契約によるメリットを含めて説明すること。(事案 9) ECI 方式を採用したプロセスを含め、会計規程との整合性等について説明すること。(事案 10) 	